

令和元年度建設工事契約調書

契約番号	35		
工事名及び工種	紺屋上橋橋梁架替工事及び紺屋上橋水管橋移設工事		土木一式
工事場所	熊取町紺屋一丁目地内他		
工事概要	<p>【紺屋上橋橋梁架替工事】紺屋上橋 PC桁単純床版橋 橋長L=11.1m W=11.0m 道路工 1式 主桁架設工 PC桁 50N/mm² N=13本 橋梁附属物工 1式 橋台工 重力式橋台 1式 基礎工 鋼管回転杭φ400 L9.0m N=11本 L9.5m N=5本 仮設工 普通鋼矢板Ⅲ型 L14m N=67枚 L9m N=107枚 旧橋撤去工 1式 護岸撤去復旧工 1式</p> <p>【紺屋上橋水管橋移設工事】 配水管布設工 L=30.2m DCIP(K)φ200 L=0.6m PE(EF)φ200 L=0.8m DCIP(K)φ150 L=1.8m PE(EF)φ150 L=27.0m 水管橋架設工 PE(EF)外層付φ150 1橋 仕切弁設置工 ソフトシールφ150 2基 ストッパー設置工 DIP用φ200 1基 不断水割丁字管連絡工 DIP用φ200×φ100 2基 消火栓設置工 地下式・単口 1基 ドレン設置工 1箇所 仮設管工 設置・撤去 1式</p>		
契約の方法	制限付一般競争入札		
開札執行日	令和1年8月20日 10時00分		
開札場所	熊取町役場 北館3階 大会議室		
	総額(合冊)		
予定価格	127,306,000【税抜:円】		140,036,600【税込:円】
最低制限価格	105,579,000【税抜:円】		116,136,900【税込:円】
契約金額(参考)	105,579,000【税抜:円】		116,136,900【税込:円】
	紺屋上橋橋梁架替工事		
予定価格	114,506,000【税抜:円】		125,956,600【税込:円】
最低制限価格	94,734,000【税抜:円】		104,207,400【税込:円】
契約金額(当初)	94,734,000【税抜:円】		104,207,400【税込:円】
契約金額(変更)			
工期(当初)	議決日～令和2年3月31日		
	紺屋上橋水管橋移設工事		
予定価格	12,800,000【税抜:円】		14,080,000【税込:円】
最低制限価格	10,845,000【税抜:円】		11,929,500【税込:円】
契約金額(当初)	10,845,000【税抜:円】		11,929,500【税込:円】
契約金額(変更)			
工期(当初)	議決日～令和2年3月31日		
契約業者	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地 株式会社 橋本建設		
	入札業者名	入札金額(税抜:円)	摘要
1	株式会社 橋本建設	105,579,000	落札候補者順位 1位
2	株式会社 中野組	105,579,000	落札候補者順位 2位
3	平和興業 株式会社	105,579,000	落札候補者順位 3位
4	株式会社 エコ・テクノ 枚方支店	105,579,000	落札候補者順位 4位
5	株式会社 今重興産	105,579,000	落札候補者順位 5位
6	株式会社 末廣興業 岸和田本店	105,579,000	落札候補者順位 6位
7	株式会社 田中浚渫工業	105,579,000	落札候補者順位 7位
8	芳山建設 株式会社	105,579,000	落札候補者順位 8位
9	安積建設 株式会社		無効
10	株式会社 五大コーポレーション		辞退
11	株式会社 ダイニ工業		辞退
12	株式会社 松尾組		辞退
13			
14			
15			
備考	(変更理由等) 令和元年8月21日開催の熊取町建設工事等業者選定委員会における審査の結果、株式会社橋本建設を落札者に決定しました。 ※落札候補者順位は、くじ引きにより決定。		

入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、熊取町建設工事等業者資格審査要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定による平成31年度熊取町建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。
- (7) 等級別区分 「土木一式A等級」の者。
- (8) 建設業許可 登録営業書における「土木一式工事」に関し、特定建設業の許可を有し、かつ、「管」又は「水道施設」の建設業許可を有していること。
- (9) 経営事項審査 平成30年1月21日以降の経営事項審査を受けていること。
- (10) 工事实績 以下の工事实績を有していること。
国、特殊法人等又は地方公共団体発注の建設工事のうち、公告日から過去10年以内に工事を完了し引き渡した「土木一式工事」で請負金額が1億円以上のものを元請（共同企業体により受注したものを除く。）として施工した実績があること。
- (11) 配置予定技術者 以下の条件を満たす技術者を配置できること。
①「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有し、監理技術者講習を修了している者
②当該工事の現場に常駐、専任できる者
③参加申込時点において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる者
- (12) 配置予定現場代理人 以下の条件を満たす者を配置できること。
①当該工事の現場に常駐、専任できる者
②参加申込時点において、当該事業所と直接的な雇用関係が確認できる者
※技術者と現場代理人の兼任は可能とする。